

令和5年度(2023年度)

北広島市

公益活動事業補助金

【応募の手引き】



《応募期限》

令和5年(2023年)5月15日(月)まで

目次

◇ <u>募集要項</u>	P1~7
◇ <u>申請書の書き方</u>	
①交付申請書	P9
②事業計画書	P10
③事業収支予算書	P11
【参考】科目（区分）一覧表	P12
④補助金等交付申請額算出調書	P13
⑤経費の配分調書	P14
⑥資金収支計画書	P15
⑦団体の概要書	P16
⑧役員及び会員名簿	P17

1. 本制度の目的

この制度は、地域で抱える課題の解決やより良い市民生活を実現するために、市民自ら企画し実施している公益活動団体の事業を財政的に支援することで、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的としています。

【公益活動団体とは】北広島市市民協働推進会議設置条例第2条第1項（定義）

次のいずれにも該当する団体であって、市民が主体となって組織されるものをいう。

- 1 営利を目的とする団体でないこと
- 2 その活動が公共の福祉の増進に資すること
- 3 団体の代表者、組織、運営等に関する規約その他の規程が定められていること
- 4 その活動内容及び実績を市民に知らせることができること

【公益活動団体の範囲は】

本市では、「公益活動団体との協働指針」において、次のように公益活動団体の範囲を設定しています。また、団体の法人格の有無は問いません。

- ◆NPO
 - ・特定非営利活動法人（NPO法人）、市民活動団体、ボランティア団体
- ◆公益法人
 - ・財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人など
- ◆共益的団体
 - ・農業協同組合、生活協同組合、労働組合など
- ◆地縁による団体
 - ・自治会、町内会など

2. 補助対象となる団体

補助の対象となる団体は、下表に掲げる活動分野のいずれかを行う公益活動団体であって、次のいずれの要件にも該当するものとします。

- 1 市内に所在し、主として市内で活動を行っていること
- 2 事業計画や事業予算を定め、自主的かつ自立的な活動を1年以上継続して行っていること
- 3 市その他の行政機関が事務局に参加していないこと
- 4 団体の構成員が5名以上であること

【活動分野一覧】

- | | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 1 保健・医療又は福祉の増進 | 11 国際協力 |
| 2 社会教育の推進 | 12 男女共同参画社会の促進 |
| 3 まちづくりの推進 | 13 子どもの健全育成 |
| 4 観光の振興 | 14 情報化社会の発展 |
| 5 農山漁村又は中山間地域の振興 | 15 科学技術の振興 |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 | 16 経済活動の活性化 |
| 7 環境の保全 | 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 |
| 8 災害救援 | 18 消費者の保護 |
| 9 地域安全 | 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進 | |

3. 補助対象となる事業

補助の対象となる事業は、次のいずれの要件にも該当するものとします。

- 1 補助対象団体自らが行うこと
- 2 年度内に完了する事業であって、効果が市内の広域にわたって生じること
- 3 会員相互の共益又は親睦のみの活動でないこと
- 4 補助対象事業について、国、道又は市が交付する同種の補助金の対象でないこと
- 5 政治活動、宗教活動又は営利を目的としないこと

※公益活動事業補助金は、事業に対する補助金です。管理的経費など、団体の運営そのものに対する補助金ではありません。

4. 公益活動事業補助金の種類

「テーマ設定型事業コース」と「自由提案型事業コース」の2つのコースを設けています。実施を予定している事業内容に合わせてどちらか一方を選択し、申請してください。

区 分	テーマ設定型事業コース	自由提案型事業コース
対象事業	公益活動を1年以上継続している団体が、市が設定したテーマに基づき、提案し実施する事業	公益活動を1年以上継続している団体が、活動分野一覧に掲げる活動の中から、自由なテーマで提案し実施する事業
補助金額	補助対象経費の3分の2以内 限度額 40 万円以内	補助対象経費の2分の1以内 限度額 20 万円以内

■「テーマ設定型事業コース」の設定テーマ

①『子育て家庭等を支援する事業』

例えば…

- ・子育てに関する情報の提供やメールによる会員同士の情報交換の場の運営
- ・子育て家庭の育児に対する不安等の解消を図るために、子育てに関する知識や経験が豊富な人材を派遣する活動
- ・父親の子育て参加への動機づけを行うことを目的とした「子育てサロン」の運営
- ・留守家庭児童等を対象とした放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営 など

②『にぎわいの創出や魅力づくりに寄与する事業』

例えば…

- ・にぎわいを創出するために行うイベントの開催
- ・チャレンジショップ（学生チャレンジショップも含む）の運営
- ・市のイメージアップにつながるオリジナル商品の開発
- ・滞在型観光周遊コースの企画設定や体験型観光プログラムの開発 など

③『安全・安心なまちづくりに寄与する事業』

例えば…

- ・自主防災組織等が行う防災意識啓発や人材の育成のための活動
- ・地域の防犯力を高める活動
- ・交通弱者である子供や高齢者に対し交通安全意識の浸透を図る活動
- ・再生可能エネルギーの普及啓発活動 など

5. 補助の内容

(1) 補助金の額

補助対象となる経費からその事業による収益（※）等を除いた額の2/3以内（テーマ設定型事業コース）、若しくは1/2以内（自由提案型事業コース）です。

※控除すべき収益は以下のとおりです

- ①入場券や事業による成果品の売上収入など、その事業によって得た収入
- ②補助対象事業に対する寄付金など

(2) 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費で、下の表の経費科目に限ります。

【補助対象となる経費の例】

経費科目	具体的な経費の説明
報償費	講師謝礼、指導者・協力者等への謝礼等
旅費	講師等に支払う交通費・宿泊費、事業実施に必要な交通費
消耗品費	会議資料、パンフレット、ポスター等の用紙代、材料費等
印刷製本費	事業の募集案内、会議資料、パンフレット等のコピー代や冊子作成のための印刷製本費等
通信運搬費	事業のための資料等郵便料
広告料	事業の宣伝広告及び新聞広告の協賛に要する経費
手数料	各種証明手数料、クリーニング及びごみ処理手数料、振込手数料
保険料	事業を実施する際に必要となる保険料等
使用料及び賃借料	不動産賃借料、事業実施のための会場使用料、音響設備等の機材のリース料、バス借上げ料、駐車料金、有料道路通行料金、入場料及び入園料等
備品購入費	事業実施に必要な備品購入費 補助上限額5万円（「テーマ設定型事業コース」のみ補助対象）
負担金補助及び交付金	事業の実施に伴う負担金及び助成金

※次に掲げる経費は、補助の対象になりません。

- (1) 人件費
- (2) 会合等の飲食費及び交際費
- (3) 団体の事務所等を維持するための経費
- (4) 団体の運営に要する管理的経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

6. 補助対象事業期間

令和5年度(2023年度)は、交付決定日～令和6年(2024年)3月31日までに完了する事業を対象にします。

※補助対象経費は、交付決定後に着手し3月31日までに完了している事業に要した経費です。

※年度内に補助金の交付を受けられるのは、1団体につき1事業です。なお、各コース共に1団体1事業2回まで交付を受けることができますが、翌年度以降の交付を担保されているものではありません。毎年度申請が必要となり、改めて審査を受けていただくこととなります。

7. 補助金交付までの流れ

補助金の申請から報告までは、次の(1)～(6)の流れとなります。

<p>(1) 交付申請</p>	<p>【提出方法】 応募期限 <u>令和5年(2023年)5月15日(月)まで</u> 提出先 市民生活課(市役所2階) 平日の午前8時45分から午後5時15分まで ※担当窓口まで直接持参してください。提出された書類はお返しできませんので、提出前に必ずコピーを取ってください。</p> <p>申請を希望する団体は、次の書類を期限までに提出してください。</p> <p>【提出書類】(各1部)</p> <ul style="list-style-type: none">①公益活動事業補助金交付申請書(第1号様式)②補助申請事業計画書(第2号様式)③補助申請事業収支予算書(第3号様式)④補助金等交付申請額算出調書(第3号様式の2)⑤経費の配分調書(第3号様式の3)⑥資金収支計画書(第3号様式の4)⑦団体の概要書(第4号様式)⑧申請事業にかかわる役員及び会員名簿(第5号様式)⑨定款、規約又は会則等⑩前年度の活動報告書及び収支決算書(法人にあっては財務諸表)⑪日頃の活動内容がわかるもの(会報、新聞切抜き、活動写真等) <p>※申請から報告までの様式については、市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。</p> <p>《アクセス方法》 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/ トップページ ⇒ 市役所ご案内 ⇒ 市民参加・パブリックコメント・市民協働・NPO ⇒ 市民協働 ⇒ 公益活動事業補助金の募集について</p>
<p>(2) 審査(公開プレゼンテーション)</p>	<p>提出された申請書類と公開プレゼンテーション(詳しくは7頁)で説明していただいた内容をもとに、市民協働推進会議が次の審査項目により総合的に審査します。</p> <p>【審査項目】(選択したコースにより審査項目が異なります。)</p> <ul style="list-style-type: none">①設定テーマとの適合性 ②公益性 ③必要性 ④効果性 ⑤適格性⑥実現可能性 ⑦発展普及性 ⑧地域活用性 など

<p>(3) 交付決定</p>	<p>市民協働推進会議の審査結果をもとに、予算の範囲内で、市長が決定し各団体代表者あてに交付・不交付について通知します。</p> <p>※交付決定後に事業の内容の変更（軽微なものを除く）、経費の変更（助成金の交付の目的の達成に支障がないと認められる変更であって、経費の区分ごとにその額の20%以内の変更であるものを除く。）又は事業の中止をしようとする場合は、変更の申請が必要です。</p>
<p>(4) 実績報告</p>	<p>事業終了後、30日以内又は翌年度の4月20日までのうち、いずれか早い日までに次の書類を提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①公益活動事業補助金実績報告書（第11号様式） ②補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2） ③経費の配分調書（第3号様式の3） ④事業収支決算書（第12号様式） ⑤補助金等精算書（第12号様式の2） ⑥領収書等（原本と写し） ⑦その他市長が必要と認める書類</p> <p>※提出が4月1日以降になる場合は、3月31日までに上記③及び⑤を事前提出してください。</p> <p>※補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。（北広島市補助金交付規則第19条）</p>
<p>(5) 補助金の 確定・請求・交付</p>	<p>市は実績報告の提出書類の内容を審査し、「公益活動事業補助金交付確定通知書」を補助事業者に通知します。</p> <p>通知を受領した補助事業者は、公益活動事業補助金交付請求書（第14号様式）により請求してください。</p> <p>※事業を実施するにあたり事前に補助金の交付が必要な場合は、公益活動事業補助金概算払申請書（第8号様式）により概算払いを希望することができます。 なお、実績報告後の補助金額確定時に精算が必要になります。</p>
<p>(6) 事業報告会</p>	<p>事業実施の翌年度に、公開の事業報告会を開催し、対象事業の成果を市民に紹介すると共に市民協働推進会議による事業評価を実施します。</p> <p>《情報の公開》 補助団体の名称、補助金額、対象事業の内容（氏名、住所などの個人情報を除く）を市ホームページ等に掲載し、市民や一般に対して広く公開いたします。</p>

8. 公開プレゼンテーションの開催

補助事業審査の参考とするために、申請団体による事業をアピールする場として「公開プレゼンテーション」を開催します。市民に地域社会の課題について共有する機会を提供することを目的に公開で実施するものです。

- (1) 開催日時、開催場所等につきましては、申請団体等に対し別途ご案内致します。(令和5年(2023年)6月中を予定)
- (2) プレゼンテーションは、1事業20分程度を予定しております。
- (3) 発表者人数・方法は自由ですが、パソコン・プロジェクター等の機材が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
- (4) 配布資料がある場合は、10部用意してください。

9. 事前相談について

申込に関する事前相談を行っています。希望される場合には事前に電話予約をしていただきますようお願いいたします。【申込・問合せ先は最終ページを参照】

・過去の採択事業について

平成29年度

<提案内容(申請書類より転記)>

事業名	久蔵 & クラーク祭り(野外劇)
団体名	北ひろ二蔵社中
事業概要	明治10年4月16日、クラーク博士が中山久蔵邸で昼食を摂った後、あの名言を発して帰途についてから今年140年。 あの日の久蔵と博士が交わしたであろう対話を想定して一遍のドラマを創作し、野外劇として上演することによって、市民はもとより広く内外に博士と北広島の縁が宣伝され、北広島の活性化に寄与することに繋がる。

事業名	北広島の子育て環境の充実を図る事業
団体名	子育て支援ワーカーズほっとまむ
事業概要	①巡回もくていひろば(仮) おもちゃと遊びを通じて生まれるコミュニティとして、また、子育てアイテムの新しい利用スタイルの提案の場として創設された「トライブラリーもくてい」だが、利用したいが出向くことが難しいとの声もあることから、地域を巡回し、気軽に集える場所を提供する。 ②きたひろしま産前産後サポートの拡充 産前(妊娠中)～産後1歳までの赤ちゃんのいる家庭を対象とし、健診等の同伴や上のきょうだいの遊び相手、軽度の家事等でサポートする。 ③子育てネットワーク交流会(仮)の企画・開催 子育て支援にかかわる団体や実際に利用する子育て世代が交流できる場を設けることで、必要な人に必要な支援をつなげられるような連携をつくる。

令和元年度

< 提案内容（申請書類より転記） >

事業名	胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」に関する事業
団体名	特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会
事業概要	<p>地震国日本において、地震を避けることはできず、また予知も極めて困難である。まだ生々しい胆振東部地震について、学校における実際の防災・減災対応はどのようなものであったか、児童生徒の安全確保のためにどのような苦労があったか、日ごろの減災教育は役立ったか、防災計画どおりの対応ができたか、また、学校施設や教育活動、避難所運営などについて問題はなかったか、地震と風水害、雪害等の複合災害も考えられるので、さらに改善を図るべき点はないかなど、基調講演やパネルディスカッションを開催して、関係者の生の声を伺いながら、「実践的、体験的な減災教育、災害対応」について、議論を深め各種災害に備えたい。</p> <p>○シンポジウム『胆振東部地震に学ぶ学校の「減災教育と災害対応」』</p>

令和2年度

< 提案内容（申請書類より転記） >

事業名	北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくりに関する事業
団体名	特定非営利活動法人 北海道地域政策調査会
事業概要	<p>高齢社会の地域のまちづくりを住民自身が自らの手で担っていくために、住民と行政の協働、住民組織のあり方、住民同士の協働を含め今後のそれぞれの役割について、それぞれの場で活動されている方々から具体的な活動や組織的取組みなどお話を伺い、今後の取組の方向性を見出したい。</p> <p>○シンポジウム「北広島市の高齢化の現状と高齢社会におけるまちづくりに関する事業」</p>

令和3年度

< 提案内容（申請書類より転記） >

事業名	まいピー・ボールパークエコバッグの製作と市民抽選無料配布
団体名	北広島さんぽまち商店会
事業概要	<p>環境に優しい天然素材の綿素材を使用したエコバッグに北広島のゆるキャラ「まいピー」と2023年3月にオープンするボールパークの告知をカラー印刷して制作し、市民の希望者1,500名に抽選で、無料配布します。</p> <p>このエコバッグをお買い物で使用することで二酸化炭素削減とレジ袋削減につながります。</p> <p>さらにSDGsの持続可能な開発目標の中で「すべての人に健康と福祉」「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「すみ続けられる町づくりを」などにつながっていきます。</p> <p>北海道日本ハムファイターズのボールパークはワクワクドキドキする高揚感があり、健康都市としてスポーツを身近に感じて、幼い子からご高齢者まで交流できる場が出来ます。このエコバッグを使用することにより、多数の市民がボールパークのオープンを心待ちする機運が高められます。</p>

令和4年度

< 提案内容（申請書類より転記） >

事業名	オンラインを活用した地域コミュニティー活性化事業
団体名	ふれあいステーションほっと運営委員会
事業概要	<p>当委員会は、年齢、性別、障害の有無を問わず、市民を対象に誰でも気軽に集い楽しめ、互いに支え合える居場所づくりを通して共生社会の一助となるよう市民ボランティアによって健康維持、生き甲斐、自主学習事業を企画し運営している。</p> <p>感染対策による自粛や臨時閉館で、各種事業への参加を見合わせ自宅で過ごしていることで生活上の潤いも減少した。このことから、オンラインを活用しハイブリッド方式の運営による事業を展開することで、家庭に居ながらにして事業に参加できることになり、以前とは同様とはいかないものの生活の質の向上に繋がられるものと予想される。また、画面越しであるが参加者同士の交流にも繋がりウィズコロナにおける新たなコミュニティーの創出に大きく寄与するものと期待できる。</p>

事業名	にぎわいの創出や魅力づくりに寄与する事業
団体名	一般社団法人北海道きたひろ観光協会
事業概要	<p>事業テーマは「ボールパーク開業を好機に市内事業者が協働し、食（グルメ）で地域の活性化と魅力の向上を目指す」。</p> <p>現在、市内では、地域に密着した飲食店等が地場農産物等を使った商品の提供など、経営努力。工夫を重ねながら来訪者や市民の食をさせている。一方、観光視点で見ると、観光客の満足度を高める北広島ならではの食（グルメ）が不足していると感じる。それは、地域が一体となった食の提供、所謂、北広島ならではの「ご当地グルメがないことにある。</p> <p>本事業の目的は、新たに北広島の食（グルメ）を開発・商品化することであり、その実現にあたっては、特定の飲食店で提供される希少性を狙うのではなく、市内のいたるところで、その食（グルメ）に出会える環境をつくることにある。</p> <p>北広島の食（グルメ）の認知度を高め、観光客や市民に訴求させることで、経済への波及とともに、地域の活性化や賑わいの創出、魅力向上にも寄与することになる。</p>

・申請様式の書き方

① 交付申請書（第1号様式）

別記第1号様式（第2条関係）

補助申請書の提出日をご記入ください。

令和 年度 公益活動事業補助金交付申請書

年 月 日

北 広 島 市 長 様

（申請者）

団体名

代表者の役職名・名前

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

1 事業の名称

2 希望するコース（どちらかを選択し、口にチェック（✓）をしてください。）

テーマ設定型事業コース（3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨）

自由提案型事業コース（2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨）

3 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 円

補助金申請額 円

4 申請事業の内容

事業計画書（第2号様式）の通り

【算出方法】

- ・ 申請事業費総額の内補助対象経費 × 補助率
（千円未満切り捨て）
- ・ 第3号様式（収支予算書）の収入（市補助金）
と合わせてください。

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 事業収支予算書（第3号様式）
- 3 補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2）
- 4 経費の配分調書（第3号様式の3）
- 5 資金収支計画書（第3号様式の4）
- 6 団体の概要書（第4号様式）
- 7 団体の定款、規約又は会則等（法人にあっては財務諸表）
- 8 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 9 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 10 日頃の活動内容がわかるもの（会報、新聞切抜、活動の写真等）

第3号様式（収支予算書）の合計額をご記入ください。

②事業計画書（第2号様式）

別記第2号様式（第2条関係）

補助申請事業計画書

テーマ設定型事業コース

自由提案型事業コース ← どちらかを選択し、口にチェック（✓）をしてください。

1 事業の名称

2 事業分野

※【応募の手引き】P1 活動分野一覧の中から選んで記入してください。

3 事業概要

※現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

4 事業の実施方法

※貴団体が「誰（何）を対象に」「いつ」「どこで」「何をする」のか、どんな工夫をするのかなどを記載してください。

5 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

③事業収支予算書（第3号様式）

別記第3号様式（第2条関係）

補助申請事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	積算内容	金額
収入合計		

【記入例】

市補助金、事業収入、会費、寄付金など

【記入例】

〇〇入場料 1,000 円×50 名など
具体的な算出根拠を記入してください。

2 支出の部

（単位：円）

科目	積算内容	金額
支出合計		

【応募の手引き】 P12 参照

【記入例】

〇〇セミナー講師 20,000 円×2 名など
具体的な算出根拠を記入してください。

「収入」「支出」の
合計額は一致させ
てください。

※団体の経常的な活動に要する人件費、交際費、飲食費及び事務所賃借料などは補助対象外となります。ただし、講演会等の会場整理アルバイトに対する謝礼及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。
また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。
（補助上限 5 万円）

※記載方法についてはご相談ください。

【参考】北広島市公益活動事業補助金交付要綱 別表第2（第5条関係）

科目（区分）	内容
報償費	講師謝礼、協力者謝礼及び記念品等の購入に要する経費
旅費	交通費、宿泊費及び日当
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
印刷製本費	パンフレット、ポスター、帳票類、冊子等の印刷製本に要する費用
通信運搬費	郵便料、宅急便料、電信料及び運搬料
広告料	事業の宣伝広告及び新聞広告の協賛に要する経費
手数料	各種証明手数料、クリーニング及びごみ処理手数料、振込手数料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	不動産及び各種機器の使用料並びに賃借料、バス借上げ料、駐車料金、有料道路通行料金、入場料及び入園料
備品購入費 ※テーマ設定型事業コースのみ	事業の実施に必要な備品購入費（5万円を上限とする。）
負担金補助及び交付金	事業の実施に伴う負担金及び助成金

④補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2）

別記第3号様式の2（第2条関係）

【応募の手引き】P12 参照

補助金等交付申請額算出調書

（単位：円）

区分	補助事業等に要する経費			補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額 (F×G)	備考
	単価	数量	金額								
			A								
合計											

【記入例】
各区分ごとの
寄附金、事業収入など

- 注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。
- 3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。
- 4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。
- 5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。
- 6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。
- 7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

⑤経費の配分調書（第3号様式の3）

別記第3号様式の3（第2条関係）

【応募の手引き】P12参照 経費の配分調書

（単位：円）

区分	補助事業等に要する経費	負担区分			備考
		市費補助金等		自己負担額	
		申請額	他の補助金等		
合計					

注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。

2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。

3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費（寄付金、収入等）があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。

4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

⑥資金収支計画書（第3号様式の4）

別記第3号様式の4（第2条関係）

資金収支計画書

（単位：千円）

科目		月												備考		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
収入																
	計															
支出																
	計															
収支差額	当月分															
	累計															

【記入例】
市補助金、事業収入、会費、寄付金など

【記入例】 ⇒ P12 参照
報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費など

注1 この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成してください。

2 当該補助事業等の実施のために借入れた資金がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、借入れた月に当該借入金の額を表示してください。

⑦団体の概要書（第4号様式）

別記第4号様式（第2条関係）

この概要書は、貴団体が、本補助金対象団体となるかどうか、事業を遂行する体制が整っているか、どんな活動をしているのか等を把握するためのものです。

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな)		
団体所在地	〒 —		
代表者氏名	(ふりがな)		
活動開始年月日	年	月	日
構成員数	会員数	人	(うち役員数 人)
団体の目的	※団体の規約や会則等に記載されている設立目的を記入してください。		
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)	※簡潔に箇条書きで記入してください。パンフレットやチラシ等活動内容がわかるものがあれば添付してください。		
年間予算	円		
担当者 連絡先	(ふりがな)	氏名	役職
	住所	〒 —	
	電話番号	— —	
	F A X	— —	
	E-mail	@	
URLアドレス	http://www		

団体として具体的な活動を開始した年月日を記入してください。

※団体の規約や会則等に記載されている設立目的を記入してください。

※簡潔に箇条書きで記入してください。パンフレットやチラシ等活動内容がわかるものがあれば添付してください。

会計年度の違いなど、総会等でまだ決定していない場合は概算で記入してください。

アドレスを保有している団体のみで結構です。

問い合わせ及び申請書類等提出先

北広島市市民環境部
市民生活課 市民協働担当（市役所 2 階）

電 話：011-372-3311 （内線2302）
FAX：011-370-1621